

パナマにおける新型コロナウイルス感染の現状と夜間外出禁止措置等

令和3年1月28日
在パナマ大使館

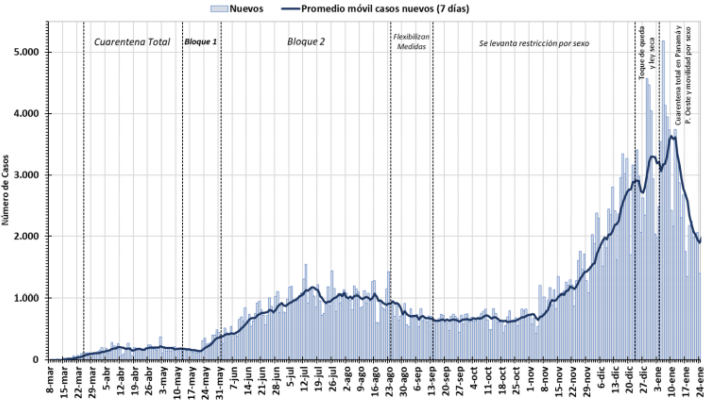
新型コロナウイルス感染にかかるパラメーターの目標と現状

項目	目標	現状 (括弧内は前々週比)
1週間の新規感染者数	—	13,582 (-11,426)
1週間の新規死亡者数	—	296 (-11)
検査陽性率	—	16.2%(-8.8)
実効再生産数 (Rt)	1.0以下	0.8(※)
致死率	3%未満	1.6 (±0)
利用可能な病床数	20%以上	42% (±0)
利用可能な I C U 病床数	15%以上	26% (+2)
利用可能な人工呼吸器	—	59% (±0)

(※前々週は数値の公表なし)

(出典:1月26日汎米保健機構発表)

感染者数の推移



実効再生産数(Rt)の推移



(出典:1月26日汎米保健機構発表)

活動制限の現状

	1月26日保健省発表による外出制限措置等 (パナマ県・西パナマ県)
1 外出制限	性別毎に買い物可能曜日を設定（継続） 女性：月・水・金／男性：火・木 銀行：2月5日以降、金曜のみ性別を問わず銀行へのアクセス可。
2 夜間外出禁止	平日（月曜から金曜）の午後9時から午前4時まで夜間外出禁止。
3 週末完全外出禁止	金曜午後9時から翌週月曜午前4時まで、週末完全外出禁止（継続）
4 経済活動等	2／1より、小売店の対面営業及び美容院・理髪店等の営業再開（当初の発表通り）
5 その他措置等	（1）衛生監視網の設置（継続） （2）密を伴う活動の回避 ア 新型コロナウイルス感染拡大予防のため、公共、商業その他の性格の場所において、群衆をもたらす行為を禁止する。職務上の会議については、最大25名までとする（2メートルのソーシャルディスタンス及びその他の保健衛生規則を遵守すること）。 イ 時差通勤を設定する。 午前7時：建設業 午前8時：民間企業 午前9時：公共サービス